



●入園手続きの説明会を開催します

市内保育園・認定こども園(保育園部分)・小規模保育事業所への入園を希望する保護者を対象に、入園手続きの説明会を開催します。

※説明会への参加が入園決定に影響することはありません。また、説明会は人数に限りがありますので保護者1人での参加をお願いします。

日時 9月1日(木)、2日(金)、5日(月)
各日午後3時～4時

会場 プラザけやき2階 検診ホール

定員 各日15人 ※市内在住者優先

託児 会場 プラザけやき2階 乳幼児健診室

対象 満1歳児以上※市内在住者

定員 各日6人 ※1世帯1人のみ可能 ※先着順

申込期限 8月30日(火)

申込方法 下記へ電話で申し込み

申・問 こども政策課幼保こども園係
(プラザけやき内☎37-1131)

●市外の私立幼稚園(新制度未移行幼稚園)に就園する子どもの家庭へ

市外の新制度未移行幼稚園などに就園し、幼児教育・保育の無償化(月額2万5,700円の上限)の適用を受ける場合は、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請が必要となります。詳細は、こども政策課に問い合わせください。

●認可外保育施設などを利用する子どもの家庭へ

認可外保育施設などを利用し、幼児教育・保育の無償化(月額3万7,000円の上限)の適用を受ける場合は、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

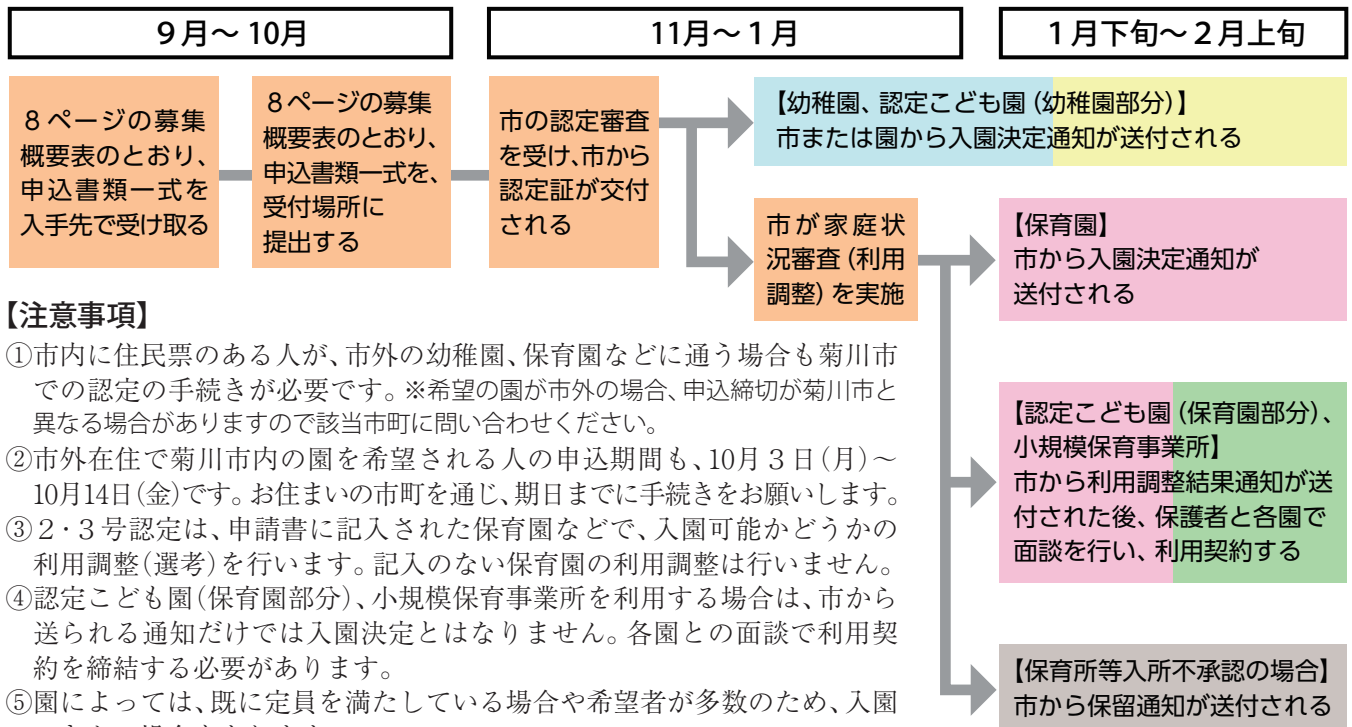
※認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

※0～2歳児クラスを利用する子どもは、住民税非課税世帯のみ幼児教育・保育無償化(月額4万2,000円の上限)の対象となります。

※詳細は、こども政策課に問い合わせください。



●令和5年度幼稚園・保育園・認定こども園などへの入園手続きの流れ



【注意事項】

- ①市内に住民票のある人が、市外の幼稚園、保育園などに通う場合も菊川市での認定の手続きが必要です。※希望の園が市外の場合、申込締切が菊川市と異なる場合がありますので該当市町に問い合わせください。
- ②市外在住で菊川市内の園を希望される人の申込期間も、10月3日(月)～10月14日(金)です。お住まいの市町を通じ、期日までに手続きをお願いします。
- ③2・3号認定は、申請書に記入された保育園などで、入園可能かどうかの利用調整(選考)を行います。記入のない保育園の利用調整は行いません。
- ④認定こども園(保育園部分)、小規模保育事業所を利用する場合は、市から送られる通知だけでは入園決定とはなりません。各園との面談で利用契約を締結する必要があります。
- ⑤園によっては、既に定員を満たしている場合や希望者が多数のため、入園できない場合もあります。
- ⑥自営業や農業などを営む人は、就労証明書に就労状況が確認できる書類(確定申告書1表・2表の写しなど)の添付が必要です。
※証明が必要となる人の氏名が確認できるページの写しが必要です。なお、書類の確認ができない場合、給与証明書の提出をお願いする場合があります。